青森県沖日本海(南側)における協議会(第1回)

〇日時

令和2年12月25日(金)14時00分~16時00分

○場所

つがる市生涯学習交流センター「松の館」交流ホール (一部の構成員は WEB 会議形式にて参加)

○清水新エネルギー課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから再エネ海域利用法に基づく青森県沖日本海(南側)における協議会の第1回を開催したいと思います。本日は御多忙の中、協議会構成員の皆様方、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

経済産業省、それから国土交通省といたしましては、昨年、2019年の4月1日に施行されました再エネ海域利用法に基づきまして、洋上風力の導入拡大に向けて日々取り組んでいるところでございます。後ほど資料を用いて改めて御説明させていただきますが、この海域につきましては、今年の7月3日付で促進区域の指定に向けた、いわゆる有望な区域ということで、両省において整理をさせていただきまして、法律の第9条に基づく協議会の組織の準備に着手することを公表させていただいたところでございます。

その後、こうした経緯も踏まえまして、経済産業省、それから国土交通省及び青森県が 合同で本協議会を設置することといたしまして、本日、関係者の皆様方にお集まりいただ き、第1回の開催の運びということになりました。

本協議会におきましては、同法律、それから同法の第7条第1項に基づきました基本方針というもの、これは閣議決定しておりますが、これらに基づきまして御協議をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本協議会は基本方針に基づきまして、透明性の確保や地域との連携を促進するといった観点から、原則として公開で開催するということで整理されてございます。その方法につきましては、後ほどこちらも御説明させていただきますが、本協議会の運営規程に基づきまして、またこれも後ほど御選任いただく座長により諮っていただきますが、事務局といたしましては、この会場において一般傍聴を受け入れる、それから会議の様子をユーチューブで動画配信する、それから報道関係者の方々の取材を認めるといった形で、透明性を確保したいと考えております。

それから併せて議事要旨、議事録といったものも作成し、公開するということを考えて おりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は現下の情勢も踏まえまして、どういう形で開催するか、少し悩んだところもございますが、第1回ということで、感染対策を講じながら、こういう形でお集まりいただきまして開催してございます。一方で東京から出席しております一部の構成員につきましては、オンラインで参加するということになってございまして、お手元の正面の舞台の上の画面に映ってやり取りしていただくこととなってございます。

オンラインでの開催に当たりまして、幾つか事務的な点をお伝えできればと思ってございます。オンラインで参加の皆様方におかれましては、配信の都合もございますので、発言するタイミングだけカメラとマイクをオンにしていただきまして、それ以外のタイミングはオフにしていただければと思います。御発言を希望の場合には、オンライン会議のアプリのチャットを使いまして、御発言を希望される旨をお示しいただければ、座長のほうから御指名するということにさせていただければと思います。通信トラブル等ございましたら、事前に御連絡しております事務局の連絡先に御連絡いただければ、何らかの形で対応するようにしたいと思います。

以上、進め方のところでございます。

続きまして、議事に先立ちまして、第1回ということもございますので、本協議会の出席者を順次御紹介させていただければと思ってございます。出席者の御紹介のタイミングで、オンラインで御出席の方につきましてはカメラをオンとしていただければと思います。まず、冒頭僭越でございますが、私は、経済産業省資源エネルギー庁の新エネルギー課長をしています清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、隣におりますのが国土交通省港湾局海洋・環境課の松良課長でございます。

○松良海洋・環境課長

松良でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

順次御紹介させていただきます。

続きまして、農林水産省水産庁の漁港漁場整備部計画課の計画官でいらっしゃいます小 林秀之様。 続きまして、青森県のエネルギー総合対策局の局長、若木憲悟様。

続きまして、つがる市の市長、福島弘芳様。

続きまして、鰺ヶ沢町の町長、平田衛様。

続きまして、深浦町の町長、吉田満様。

青森県漁業協同組合連合会の代表理事会長、松下誠四郎様。

車力漁業協同組合代表理事組合長の尾野明彦様。

鰺ヶ沢町漁業協同組合代表理事組合長の冨田重基様。

同じく鰺ヶ沢町漁業協同組合副組合長の石岡清美様。

新深浦町漁業協同組合代表理事組合長の小枝裕幸様。

風合瀬漁業協同組合代表理事組合長の鈴木武利様。

西北水産振興会会長の山本幸宏様。

青森県日本海機船底曳網漁業者会会長の嶋元武信様。

それから、オンラインで参加になりますが、日本内航海運組合総連合会調査企画部副部 長の畑本郁彦様。

続きまして、東京大学名誉教授の荒川忠一様。

それから、弘前大学地域戦略研究所所長の本田明弘様。

同じく弘前大学地域戦略研究所海洋エネルギー利活用研究室教授の桐原慎二様。

オンラインになりますが、一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事の工藤拓毅様。

それから、一般社団法人海洋産業研究会顧問の中原裕幸様。

それから最後にオブザーバーとして、お二人御参加いただいてございます。

まず環境面において必要な情報提供をいただくということで、これはオンラインでございますが、環境省にも御参加いただいております。環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響審査室室長補佐の豊村紳一郎様。

続きまして、当区域の近傍に所在します航空自衛隊車力分屯基地に地対空ミサイル等を 運用して、弾道ミサイル対処ですとか、防空等の任務に従事する部隊が配備されていると いう状況も踏まえまして、必要な情報提供をいただくという観点から、防衛省にも御参加 いただいております。防衛省防衛政策局の運用政策課運用支援室長でいらっしゃいます水 廣佳典様。

以上でございます。

ここで、青森会場にいらっしゃいます報道関係者の皆様方、協議会の運営の円滑な進行

という観点から、これ以降の撮影については御遠慮いただきますようお願い申し上げます。 傍聴は引き続き可能でございます。よろしくお願いいたします。

幾つか事務的な話があって恐縮でございますが、続いて資料の確認をさせていただければと思います。お手元の議事次第というところに資料一覧がございます。オンラインで傍聴の皆様方におかれましては、資源エネルギー庁のホームページのほうでも資料を確認できるかと思います。配付資料ということで、資料1から5、それから参考資料の1から4という構成になってございます。

順番に、資料1ということで出席者名簿、資料2で配席図、それから資料3で協議会の運営規程の案、続いて資料4でパワーポイントのまとまった資料、第1回青森県沖日本海 (南側)における協議会、それから最後に資料5で、当区域の概要図ということでございます。それから参考資料ということで、必要に応じて活用させていただきますが、基本方針、ガイドライン等ございまして、合計4つ、参考資料1、2、3、4というふうにございます。もしお手元に資料が欠けている場合がありましたら、教えていただければ事務局のほうから配付させていただきます。

それでは、まず会議の進め方といったところについて御審議をいただければというふうに思っております。お手元の資料3のところに、協議会の運営規程というものがございます。事務局、事前に経済産業省、国土交通省、それから青森県で作成しましたので、こちらについて御説明させていただきます。

いくつかポイントを説明させていただければと思いますが、協議会の運営規程ということで、まず第3条の目的というところでございますが、この協議会は法律に基づきまして、法律8条1項に規定する促進区域の指定、それから、この促進区域における事業の実施に関して必要な協議とか情報共有を行うのが目的でございまして、具体的な協議の議論の内容は、後ほど御説明しますが、全体の流れで、次のステップとして促進区域の指定となりますが、この指定に向けてどういったことが必要なのかという指定に関すること、それからそこの中で利害関係者の皆様方との調整に関すること、これらを踏まえた公募に当たって留意すべき事項、最後に、実際事業者が選ばれた後、まさに事業をしていくことになるわけでございますが、その事業の実施に関しての様々なコミュニケーションをしていただく場になります。

続き、第5条で構成員ということで、この資料の一番後ろに載ってございますが、別表 に掲げる者で構成するということで、今日お集まりの皆様方がリストになっているかと思 います。

続きまして、第3章以降で座長及び副座長ということで、会議の運営に当たって座長及び副座長を1名ずつ置くことになってございます。

めくっていただきまして次のページ、一番上のところで、座長と副座長はこの構成員の中から選任するということで、座長は互選により選任することと副座長は座長の指名により選任するということで、この後、座長を選任していただければと思っております。

座長の職務というのが第7条で、座長は会務を総理するということ、それから副座長は 座長補佐するというような役割になってございます。

少し飛びまして協議会の運営というところで、基本原則というのが第10条にございます。運営の基本原則ということで、協議会の運営は、法律、それからすごく長いですが、2行目の一番最後の基本方針、それから3行目にあるガイドライン等を踏まえて行うというようなこと、その上で運営については第11条の3項のところで、協議会の進行は座長が行うということ、それから5つ目のところで、原則として公開で開催するというようなことが書いてございます。

第12条で、議事要旨とか議事録を作成するというようなこと、それから次のページに 行きまして、第13条で、協議会において協議が調ったことについては、メンバーはその 結果を尊重するというような内容になってございます。

以上が、昨年のほかの地域での協議会等も踏まえました協議会の運営規程ということで、 かけさせていただいております。この中身について問題なければ、こういう形で進めたい と思いますがよろしいでしょうか。(会場より特にコメントなし)

そうしましたら、この運営規程に基づきまして、座長の選任といったところのプロセスに進めさせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、座長については互選により選任されて会務を総理するということになります。この規程に基づきまして、座長の互選ということに入らせていただければと思いますが、本協議会の座長につきまして、どなたか御推挙がありましたらお願いできますでしょうか。お願いいたします。

○本田所長

荒川先生を推薦致します。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。それでは、今、荒川先生を座長に推挙するという御意見を頂戴 したところでございます。

こちらの本田先生の御意見につきまして、御異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。

それでは、荒川先生に座長をお願いし、以降の進行をお願いしたいと思います。 それでは、荒川先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○荒川座長

ただいま御推挙をいただきました荒川ですけれども、ちょっと身に余る仕事かと思いますが、御指名でございますので、しっかりと務めさせていただきたいと思っております。 この後座って話を進めさせていただきます。

それでは早速ではありますけれども、先ほど副座長については座長が指名するというお話となっておりましたので、それに従って進めてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたらば、私としましては、弘前大学の本田先生に副座長をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。じゃ、本田先生、一言。

○本田所長

よろしくお願いいたします。

○荒川座長

それでは進めてまいりたいと思いますが、本協議会の公開の方法についてですが、先ほど事務局よりお話がありましたとおり、青森会場に一般傍聴を受け入れる、会議の様子をユーチューブで配信する、報道関係者による取材及び傍聴を認めるという方法にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

なお、一般傍聴を受け入れるに当たりまして、円滑な議事の進行を確保する必要がございますので、一定のルールが必要かと思っております。議事の進行を妨げる行為、例えば

傍聴席からの不適切な発言ですとか、旗などを掲げる行為とか、その他議事を妨害する行為につきましては、傍聴席にいらっしゃる方々には控えていただく必要がございます。万が一これらの行為をされた方がいらっしゃった場合には、御退場いただくこともやむを得ないと考えております。皆様、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事次第に従って進めてまいりたいと思っておりますが、議題の(2)説明・ 意見交換に入りたいと思います。本日は配付資料を事務局から説明いただき、構成員の皆 様方からの御質問、御意見を承るという形で進めさせていただければと考えております。 それでは早速、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

事務局でございます。

続きましてそうしましたら、資料4と、それから資料5に基づきまして、経済産業省、 国土交通省のほうから説明させていただければと思います。第1回でございますので、洋 上風力というのはどういうものか、それから本協議会はどういうものなのかといったこと の御議論の前提となるようなことを御説明させていただければと思います。よろしくお願 いします。

こちらの資料4ということで、横の資料に基づきまして説明させていただければと思います。めくっていただきまして2ページ目のところですが、洋上風力発電と、再エネ海域利用法等の概要というふうになってございます。この資料は大きく2つに分かれていまして、この洋上風力とは何かというパート、それから後半のほうで、本協議会とは何かとなってございますので、まずそのパート1、法律と洋上風力の説明といったところでございます。

3ページ目をめくっていただきまして、まず洋上風力発電はどういう意義があるかというところでございます。10月の下旬に総理からも、2050年のカーボンニュートラル、実質ゼロというような御表明もありましたとおり、やはり地球温暖化対策というもの、これは世界中で待ったなしの取組ということでございます。その中で再生可能エネルギーをどれだけ普及させていくのかというのは、国としての大きな課題で、特にその中でも太陽光、風力、いろんな電源がありますが、この洋上風力というものは、その可能性、それからそれが地域で経済が循環していくことも含めた効果ということで、政府を挙げて取組を進めたいと思っているところでございます。

3ページ目、その意義ということが書いてございますが、大量導入、コスト低減、それから経済波及効果と3つに整理してございます。

まず量というところにおいては、ヨーロッパを中心に世界でも導入が既に進んでおりまして、イギリスなんかですと、これは昨年の段階ですけれども、もう既に 2,000 本を超えるような風車が海に立ち並んで発電をしている。その中で地域と共生しているような状況でございます。

続いてコスト削減という意味においても、これも諸外国のところでちょっと細かい字が並んでいますが、赤いところを見ていただくと、大体5円とか6円ぐらいのコストでできるようになっているということでございます。大体日本ですと火力発電とかも含めて、10円台を切ってくると、非常に安い電気というふうになります。今年、日本で29円を上限価格として、初めて着床式の公募を始めているところでございますが、海外の事例とかを見ていくと、コスト低減も見込んでいけるようなものでございます。

3点目に非常に大きなポイントとして、この洋上風力というものが経済への波及効果が大きいということで、風車の中のナセルという部分、非常に部品点数が多い機械が回り続けて発電していくようなところでの関連産業ということ、それから、事業を20年、30年と続けていく中での、この下の絵にございますような港湾の活用ですとか、メンテナンスにおける地域での雇用といったことも含めて、地域での様々な経済の活性化に寄与するものと考えております。

4ページ目でございますが、その洋上風力も含めた風力といったものが、再工ネ全体でどう位置づけられているかというところでございます。2030年の目標というところがございますが、その中で風力というものは1,000万キロワットとなってございますが、今現在では42%、420万まで進んでいるところでございます。これは本地域のものでございますが、陸上風力が今まだ大半でございまして、洋上風力というのは正直むしろこれからというところでございます。

5ページ目のところでございます。そうしたこの洋上風力の今後に向けまして、ちょうど先週ですか、12月15日に、洋上風力の産業ビジョンといったものを取りまとめております。そこの中でもう少し先の目標といたしまして、左側にございますが、2030年までに1,000万キロワット、2040年までで3,000から4,500万といったような大きな規模で洋上風力をしっかり入れていきたい、これを単純に入れるだけでなくて、地域も含めた産業としていきたいということを、国の方針として掲げているところでござ

います。

6ページ目が日本の風況のマップというところでございます。大体7メートルを超えるような風速ですと風力発電に適しているところでございますが、特にやはりこのオレンジから赤い色になってくるようなエリア、青森も含めて北日本が非常にポテンシャルが大きいエリアという状況になってございます。

7ページ目以降が法律の説明になります。今申し上げたような形で、洋上風力というのはすごく可能性のあるものでございますが、なかなかそのルールが整備されていない中で、 導入が進んでこなかったという状況がございます。

左側のところ、これは法律施行前でございますが、海を占用するときのルールが決まっていなかったというようなことで、20年、30年事業をするためのルールがなかったということ、それから課題②というところで、先行的に海を利用されている様々な方々とどういうふうに調整していくのかという枠組みが不明確だったという課題が幾つかございます。

この右側の赤い四角のところでございますが、こういった課題に対応するために、新しく再エネ海域利用法という法律を今回施行いたしまして、後ほど御説明しますが、そこの中で、法律上で区域を指定して、公募して、事業者を選ぶことになります。事業者については、30年間、この海を使っていいよということについて担保しましょうということ、それから、先行利用者の方も含めた地元との協議の場ということで協議会を設置して、地元の調整を円滑化していこうというようなことでございまして、この趣旨で本区域においての洋上風力を始めるに当たっての協議会というのが、まさにこの協議会となっているということでございます。

8ページ目のところでございますが、法律に基づいた大きな流れでございます。この後で御質問いただければ、また詳しく説明したいと思いますが、大きな流れといたしまして、 法律を施行いたしまして、まず一番左のところで、政府による全体の基本方針というもの を閣議決定しております。

これに基づきまして、法律上促進区域を指定するというふうになりまして、選ばれた区域において、緑色のところが事業者を選ぶというプロセスですが、そこで公募をしまして、事業者が計画を出してきて、経産大臣、国土交通大臣が選定するというふうになります。 選ばれた事業者さんが、FITの認定を受けたり、占用許可を受けて事業を実施するというのが大きな流れになってございます。 この区域の指定というところに先立ちまして、下の青い矢印がございますが、区域の状況の調査をするですとか、先行利用者をメンバーに含む協議会で、どういう形の事業だったら、地域としてこれはオーケーなのかというような御議論をしていただくということがありまして、これらのところのプロセスが進んだ上で促進区域の指定に移るというのが大きな流れになってございます。

9ページ目のところで、先ほど申し上げました基本方針で掲げています法律の運用の基本原則ということで、これは閣議決定している大きなルールというところでございます。 4つの柱というものがございます。

1点目に、長期的、安定的かつ効率的な発電事業ということでございます。この洋上風力で発電した電気の買取りというところについては、フィードインタリフ(固定価格買取制度)の下で、国民負担、電気料金で上乗せして支払うということで成り立っています。そういう意味で、やはり効率的な事業をしていくことで国民負担を抑制するのが、大きな理念の一つというところでございます。

2つ目に、海洋の多様な利用等との調和ということでございまして、漁業等を含めた共存共栄といったことが実現できるような事業を目指していくということ、3点目に、公平性・公正性・透明性を担保するということ、それから最後に、計画的、継続的にやっていくというようなことでございまして、そういう意味で法律を動かすときに、この4つを常にバランスを取りながら実現していきたいと思ってございまして、その一つとして、地域との共存共栄というのを明確に位置づけておりまして、まさにこの理念が実現できる事業の在り方を御議論いただければと思っております。

10ページ目はちょっと細かくなりますので割愛させていただきますが、促進区域の指定に向けたプロセスというところでございます。

11ページ目のところで、その促進区域の指定に向けた全国的な動きの御紹介でございます。日本地図がございますが、赤いところ、番号で言うと①、②、③、④というのが、昨年有望な区域ということで選定いたしまして、協議会の議論を進めてきたところでございまして、これらの区域については、それぞれ協議会としての意見が取りまとまったということで、促進区域として指定いたしまして、公募が始まっているような状況でございます。

オレンジのところが今年の7月に有望な区域ということで選定したところで、青森県の2か所、それから秋田の八峰町・能代市沖、長崎県の西海市について、順次協議会の開催

を始めているところでございます。

12ページ目のところが、協議会を経て、次に促進区域を指定するというところでございますが、どういう状況になったら促進区域の指定に行けるのかというところでございます。法律上6つの基準がございまして、特に協議会の議論と関係するところは2号と5号になります。

簡単に紹介すると、まず1点目に自然状況がいいかどうか、それから出力の量。規模と して十分な量があるのかというようなところでございます。これはもう自然条件とかで決 まりますので、問題ないんじゃないかということでございます。

それから第2号で航路等への影響ということで、航路とか港湾の利用といったものとの 関係で調和が取れているのかという点でございます。

それから3点目に港湾との一体的利用というところで、港湾との一体利用が可能かどうかということ、それから4点目に系統が確保できているかというところでございます。

それから第5号で漁業への支障ということで、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれるということ、最後に、例えばほかの港湾とかと重複していないかというようなことでございまして、大きなポイントとして、この第2号とか第5号といったところが問題ないとなれば、促進区域の指定に行くという中で、さらに協議会で、こういう中身だったら問題ないんじゃないかということを御議論いただくような形になります。

13ページ目もちょっと細かいので省略をさせていただきます。

14ページ目で、促進区域の指定をした後に公募をするというふうになります。公募の際の配点というものが、専門家、有識者も交えた審議会での議論といったところで整理されてございまして、全部で240点で、価格と事業実現性というところを1対1、そこの事業実現性で事業の実施能力と地域との調整を配分いたしまして、この地域との調整については、自治体からの御意見も踏まえながら、地域の実態に即して評価をしてもらうような形の評価になってございます。

次のページ、15ページ目は国土交通省のほうから説明させていただきます。

○松良海洋・環境課長

国土交通省の港湾局でございます。15ページ目の促進区域内海域の占用についての御 説明でございます。3点ほどございます。

まず1点目、促進区域内海域の占用の許可に関する事項でございますが、基本的には、

発電事業者さんが促進区域内の海域で占用を行う際には国土交通大臣の許可が必要となるということでございます。その際に、選定事業者さん、発電事業者さんが、発電設備等の設置までに、本協議会の構成員になっておられます関係漁業者の皆様の了解を得るということが、私どもの国土交通大臣から出させていただく許可の条件とするというふうに決めているところでございます。

2点目でございます。こういった占用許可の対象とならない行為がございます。漁業に関する行為、これは基本的に一時的なもので、長期にわたって占用に当たるということではございませんので、占用許可を受けることには値しないというふうに考えております。 当然、漁網等の設置につきましてもこれに該当するということでありますし、容易に移動が可能なもの、これにつきましても同じく占用の許可は必要ないと考えております。

他方で、固定物になるような漁業用の工作物の設置、あるいは魚礁のようなものにつきましては、ケースによりましては占用許可の対象になる場合もあるかと思っておりますが、これは個々に御相談させていただければというふうに思います。

最後、占用料でございますけれども、洋上風力発電設備の占用料につきましては、発電 設備の投影面積、あるいは海底の送電線ケーブル等の長さに基づき、適宜占用料を算定す るという形で考えております。

私からは以上でございます。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。今までのところが、洋上風力とは何かということと、法律の概要、大きな流れというところでございます。

ここから先が、今回のこの協議会の位置づけというところでございます。めくっていただいて続いて17ページ目のところですが、法律上どういうふうに書かれているかというのが17ページ目でございまして、一番上のところで、経産大臣、国土交通大臣、それから知事は、促進区域の指定、発電事業の実施に関して必要な協議を行うために協議会を組織するということになってございます。

これをもう少し詳しく書いたのが18ページ目のところでございます。先ほど申し上げました、閣議決定における協議会の運営についての基本方針というものにどう書いているかというところでございます。

協議会の設置について、運営についてというところがございますが、真ん中にあります

協議会の運営についてでございます。運営の進め方で、真ん中の太字になっているところですが、関係市町村の長、それから関係漁業団体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要があるというようなこと。

そのためにということで、事業の実施、それから海域の利用に関し必要となる情報の提供を行いつつ、地域・利害関係者から提出された意見について十分に配慮するということ。

それからその次のところで、ここで協議が調ったものということで、漁業・地域との協調の在り方について協議会での協議が調った意見については、その内容を公募のときの公募占用指針に反映することで、その協議の結果を尊重するということで、ここで調った意見は公募のときに、それをしっかりと踏まえたものにしてくださいとすることで、事業を実施する人につながっていくという形になってございます。

それから最後に、透明性の確保という観点から公開で行うというのが、基本方針上の位置づけとなってございます。

これらを踏まえまして、昨年と違いまして、今年の場合、昨年の幾つかの実績というものがございますので、19ページ目で、これまでのほかの区域での協議会の開催状況というものをつけてございます。ただこれはあくまで参考でございますので、これによる必要が必ずあるものでは決してございません。各地、各地において必要な御議論をしていただければと思います。

先ほど申し上げましたとおり、昨年の有望な区域ということで4区域、長崎県五島市沖、 それから秋田県の能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県の由利本荘市沖、千葉県の銚子市 沖ということで、4つの協議会というものをしてございます。

それぞれの協議会での取りまとめの骨格ということでのイメージでございますが、まず 事業の全体の理念というようなことで、選定された事業者は自治体と連携するということ、 その中で新たな産業とか雇用とか環境資源の創出など、地方創生に資する事業の実施に努 めていくというようなこと。

それから地域や漁業との共存というところで、地域や漁業との協調を目的とした基金を設立して、そこに事業者が出捐するというようなことですとか、事業者は、漁業者さんですとか学識者さんの意見も聞きながら漁業影響調査を行うといったような、共存の在り方の固まり。

それから事業の実施に当たっての留意事項ということで、設置の場所ですとか、建設途

中、事業の実施に当たって、地域として留意してほしいことという固まりでございます。

それから最後に環境への配慮というところの観点から、環境影響評価の適切な実施ですとか、地域に対する丁寧な説明、それからこれはエリアによりますが、世界遺産への配慮ですとか、国定公園、国立公園等への配慮といったようなことが記載されている例がございます。

20ページ目以降は参考ということでございますが、長崎県五島市沖のケース、21ページ目で秋田県の能代市、三種町及び男鹿市沖のケース、それから同じく秋田県の由利本荘市沖のケースと、23ページ目、最後に千葉県の銚子市沖ということで、今もう骨格のところは大体同じような形になってございますが、微妙に異なっている部分もあるかと思います。

それから最後の24ページ目で、漁業等との協調・共生についてということで、今申し上げた中で、結局どのタイミングで何のことが関係するのかが少し分かりにくい部分も多いと思いますので、特に漁業等との協調・共生といった観点から、どういう位置づけになっていくのかということを整理しました。

今までお話ししたところのまとめみたいな感じになってございますが、左側のところが ございますが、改めて申し上げると、全体の流れが、本日開いている協議会の開催、ここ でまとまりますと、次に促進区域の指定、これは国のほうでやります。指定された区域で は公募占用指針ということで、公募のルールというものをつくって公募を始めます。その 上で事業者さんが計画を提出して公募するということで、事業者が選ばれて事業を実施す るというのが全体の大きな流れになってございます。

まずこの協議会の部分では、促進区域の指定に当たってのいろんな要件というようなことで、区域の位置だとか規模だとか、工事の時期とか手法とか、あとは漁業協調とか調査の在り方といったことの御議論をしていただくようなこと、その議論が調った場合については、区域の指定に当たって業務に支障を及ぼさないことが見込まれるというふうに整理をして、区域指定を進めていくということでございます。

公募に当たっては、今申し上げた協議会で取りまとまった事項、協議が調った事項とい うのは公募占用指針に記載して、事業者にはそれをしっかりと配慮していただくというふ うにつながっていきます。

事業者がこれを踏まえて計画を提出し、事業者を選ぶということで、選定に当たっては 地域との共生といったことが評価項目の一つですし、その評価に当たっては、都道府県知 事等の地域からの御意見というのも聴取して尊重するという流れにしてございます。

その上で最後、晴れて事業計画の認定となりましたら、選定事業者さんにこの協議会に 入っていただいて、ここから先、具体的にどういうふうに事業をするという詳細を引き続 き議論していくことになりますし、そのときの占用許可については、協議会構成員の方々 の御了解を得て進めていくことになるというような大きな流れになってございます。

以上が、事務局からの議論に先立った法律や事業の位置づけ、それから本協議会の位置づけというところでございます。

続いて資料5で、補足的に本区域の概要といったところを説明させていただければと思います。

めくっていただきまして、幾つかの図集がついてございますが、図集①ということで地図になってございます。基本的には県から情報提供いただいたものをベースに、後ほど多分御説明もあるかと思いますが、防衛省と一部調整したことも踏まえた、本海域のベースとなっているエリアが、図集①というところでございます。

このページの一番下のところに※印があって、その下に丸がついていると思いますが、 系統容量というところでございますが、当区域で確保されている系統規模というところは、 合計で約60万キロワットとなってございますというのを事務局から提供させていただき ます。

続いて図集②というところが、自然条件ということでございます。先ほど申し上げましたとおり、7メートル以上といったようなところについては非常に風力の適地という中で、7メートル以上、エリアによっては8メートルを超えるいい風が吹いているというエリアでございます。

続いて図集③で、今度は海の水深といったところの参考の地図となってございます。水深30メートル、50メートルとありまして、大体水深50メートルよりも手前といったようなところが着床式の事業に適した場所となってございます。

図集④が、航路、AIS搭載船の情報に基づく航跡というところでございます。

最後の図集⑤で、港湾区域とか漁港区域といったところはエリアから外れることになりますので、そういったものがどの部分になるのかを示した地図が、本エリアの概要図でございます。

長くなりましたが、以上で一旦事務局からの説明とさせていただきまして、分かりにく いところもたくさんあるんじゃないかと思いますので、この部分をしっかり教えてほしい という御質問をいただければ、また改めて事務局のほうから説明したいと思います。 以上でございます。

○荒川座長

ありがとうございました。事務局、経産省、国交省から御説明をいただきました。

それでは、これから時間の許す限り、構成員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。オンラインにて御出席いただいている構成員の皆様は、チャット機能を使って、御発言を希望する旨記入をお願いします。まず初めは、私のほうから順次指名させていただきたいと思っています。

まずは大変恐縮ですが、つがる市長、福島様、どうぞよろしくお願いしたいのですが、 よろしいですか。すみません。

○福島市長

座ったままで失礼します。洋上風力発電事業につきましては再エネ海域利用法の施行により、青森県西海岸の市町等で、協議会や連絡会を設立するなど、関係者と協議を進めてまいりました。市としては、漁業との共存共栄が重要条件であるというふうに考えております。風力発電設備の設置が漁業にどのような影響があるのか、区域内だけではなく、周辺海域も含め、しっかりと調査をしていただきたいと思います。

また、風力発電で問題視されている騒音や低周波、電波障害、景観などの問題につきましても、住民に十分説明していく必要がありますので、ほかの協議会同様に、専門家からの説明をお願いしたいと思います。

何より漁業関係者の意見を踏まえ、議論を進めていくことになると思いますが、漁業との共生策、振興策についても協議をしてもらいたいと思います。地域振興としては、地元企業の活用やメンテナンスなどの関連産業の誘致や、それに伴う雇用創出など、地元への経済効果を期待しております。そしてまた、本市では世界遺産登録に向けて取り組んでいる縄文遺跡群への影響などについても、関係機関と十分な協議を行っていただきたいと思います。

それから、資料4の14ページに公募占用計画の評価の全体像ということで、事業者の 選定についての評価項目、点数が記載されておりますけれども、地域との調整、地域経済 等への波及効果が、240点中の40点の項目となっております。さらに詳しく見ていき ますと、資料には明記してございませんが、関係行政機関の長との調整能力が10点、周辺航路、漁業との協調・共生が10点の配分となっており、都道府県知事からの意見を参考聴取するとあります。

国においては、長期的、安定的かつ効果的な事業の実施ということで事業者を選定されるものと思われますが、地元自治体、漁業者にとりましては、信頼関係の築ける事業者、地域貢献にも協力いただける事業者の選定を望んでおります。事業者選定に当たりましても十分地元の意見が反映されるよう、御配慮をお願いいたします。

次の質問になりますけれども、資料5で促進区域の概要図が示されておりますが、令和 2年2月14日に青森県沖日本海南側有望区域促進協議会から要望した区域とは、明らか に北側のエリアが狭まっているようですが、このエリアについて御説明をお願いいたしま す。また、詳しい座標などについては今後調整することになると思いますけれども、西側 の沖合や南側についても要望した区域より縮小されているエリアがあるのかどうか、お知 らせください。

以上、よろしくお願いします。

○荒川座長

つがる市長、福島さん、ありがとうございました。御意見と御質問という形だったと思いますが、一つ一つ御回答いただく形でよろしいでしょうか。それでは、今御質問のところがありましたので、御回答よろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございました。

順番にいきますと、まず冒頭の漁場への影響ですとか、低周波とか電波障害、景観といったことも含めた専門家からのヒアリングといったところについては、次回以降でそういう形の場がアレンジできるように対応したいと思いますので、県とも調整しながら、具体的な聞きたい項目、それからどういう形で進めていくのかということを決めさせていただければと思いますが、やらせていただきたいと思います。

その上で、それ以外にも世界遺産との関係とかそういったことを含めて、必要な部分についてはしっかりと霧が晴れるようなプロセスを、国としては最大限提供したいというふうに思いますので、そういう前提でいろんな御要望をいただければと思います。

それから、御質問のありました 14ページ目の計画の評価のところでございますが、それの前に、そういう意味でまず 14ページ目に書かせていただきましたとおり、評価をしていくときに、いろんな価値を踏まえた、分かりやすく言えば最もよい事業をどう評価するかという観点から、昨年、もう一年前からですか、専門家の方にいろんな御意見もいただきながら、過去のいわゆる PFI だとか港湾におけるいろんな事例なんかも踏まえながら、今考えている案となってございます。

上の四角囲いのところは、先ほど省略させていただきましたが、再エネ海域利用法の第15条ということで、法律の書きぶりといたしましては、「海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる」事業者を選ぶと書かれておりまして、そういう意味で、先ほど申し上げました国民負担というところとの関係でも、やはり効率性、供給価格が最も重要な要素であるのかなというのが一つの考え方でございます。

同時に、やはり事業を安定的にやっていくということ、それから当然のことながら地域と一緒にやっていくということのバランスの中で、過去のいろんな事業の中でも、当然効率的にやっていくことと地域に配慮する中で、この120点における3分の1というのは、いろんな過去の事例を調べていく中で最大の割合といったものも踏まえながら、こういう形で設定させていただいたというのが経緯としてはございます。

その上で、まさに今日お話しいただきましたとおり、この協議会での議論も通じながら、 長期的に事業を実施していく、それから信頼関係を構築できるような事業者をどう選定していくのかという観点から、まさに協議会として調った事項については公募で反映していくとなってございますので、こういうことをちゃんと考慮してほしい、こういうことについて踏まえた事業をやってほしいということを、取りまとめの中でしっかりと御議論いただいて、そういったことを踏まえた事業者を選ぶという仕組みをうまくつくっていければいいかなと、国として今考えているところでございます。

少し戻って恐縮でございますが、9ページ目に、途中でも御説明申し上げました基本方針における基本原則というところがございまして、効率的な事業の実施、共存共栄、透明性の確保、それから計画的なという、全てがまさにバランスよく成り立つということが法律の運用上は重要だと思っておりまして、そういった観点のものをどういうふうに実現できるのか、協議会の議論を通じながら、共存共栄の在り方、そしてそれが同時に効率的なものになるような道を一緒に探していただければありがたいなと思っております。

それから概要図のところにつきまして、北側についての部分は、これは防衛省から少し 補足で御説明いただければと思いますが、南とか西の部分については変更しないつもりで ございますが、具体的な座標の数値等も踏まえながら、また御確認、調整させていただけ ればと思います。よろしくお願いいたします。

○水廣運用支援室長

改めまして、防衛省の水廣でございます。座って失礼させていただきます。まず、日頃から車力分屯基地に関しましては地元の皆様の御理解をいただいて、大変ありがたく思っているところでございます。

御指摘の位置図で申します、左上といいますか、北西の部分でございますけれども、まさに航空自衛隊の車力分屯基地には地対空ミサイルのペトリオットというシステムが配備してございまして、これは弾道ミサイル対処ですとか、あとは日本の領空を守る防空の任務に従事する部隊でございます。この左上の北西の部分に関しましては、ここに風力発電設備が設置されますと、その車力の部隊の運用に特に強く影響を及ぼすおそれがあると我々は考えておりまして、高さの調整でどうにかなるかというところも考えてみたんですけれども、そこはなかなか難しいということでございます。ですので、今後の促進区域の指定に当たりまして、その北西端の一部の区域を除いた区域を指定していただければ大変ありがたいなというふうに思っているところでございます。

では、具体的にどのような影響があるのかというところなんですけれども、実はペトリオットシステムというのは、まずレーダーを発射しまして、それによって目標の捜索とか追尾を行っております。その情報を基に迎撃ミサイルを発射して、飛来するミサイルを撃ち落とすというシステムでございますけれども、先ほど申し上げました場所に風車が立ちますと、そのレーダー波が遮られまして、遠方の目標を探知できなくなったりですとか、あるいは風車の回転する羽を目標として誤探知してしまうという可能性がございまして、その場合非常にミサイル対処に支障を生じる可能性があるということで、今回そのようにさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○荒川座長

まずは御質問に対する一つの回答としまして、今御回答いただきましたがよろしいでしょうか。座長のほうから大変恐縮ですけれども、私は世界風力学会の副会長を長年やって

おりまして、国際的な視点で同様の問題を議論するところを目の当たりにしているという ことで、コメントを言わせていただきたいと思うんですけれども、一般的にこのような防 衛、ミリタリーとの兼ね合いというのは非常に複雑な関係がありますので、皆さんも公的 にはなかなか議論しづらいということ、当然そうだと思っております。

その中で、上手に関係者が将来を見据えて議論を進めていき、今の技術ではなかなかす ぐは受け入れ難いんだけれども、将来、ある技術の開発などによってそういうところも可 能になることもあるという具合に、いろんな国際的な場では議論されておるものですから、 今回の話は今回の話ということだと理解はしておりますが、その次の洋上風力発電、ある いは風力発電その他の発展のために、ぜひ防衛省と関係機関と連絡を緊密にしまして、そ の導入の可能性を国として、政府として、また地域が望むという形で広げていただくこと を望んでいる次第です。

すみません、一般的な国際的な情報をよく知っているものですから、改めてコメントさせていただきました。ぜひ御検討いただければありがたいと思っております。

座長のほうからコメントさせていただきましたが、順に私から指名させていただきます。 続きまして、鰺ヶ沢町長の平田様、どうぞよろしくお願いいたします。

○平田町長

それでは、意見を述べさせていただきます。海洋再生可能エネルギー発電事業の促進は、 国の海洋の開発及び利用を進める観点から、国のエネルギー政策上の重要課題の一つであると私どもも理解しております。再生可能エネルギーの導入促進による地域活性化は、鰺ヶ沢町においても重要な施策であると認識しておりまして、中でも、洋上風力発電事業は重要な役割を担うものになっていくものだというふうに考えております。

そこで地域振興のために、鰺ヶ沢町にあります津軽港の整備、活用について、この協議会でもぜひ議論していただきたいというふうに思っております。昨年12月13日に、七里長浜港から津軽港ということで港名が変更されております。今までもそうですけれども、これからも、県内、日本海側唯一の物流港湾として、また津軽の玄関の港として広く認知されていくことで、津軽地域全体の経済、あるいは産業の振興に大いに寄与するということを期待しているところであります。

大規模な洋上風力発電施設の建設、あるいは今後の大規模なメンテナンスにつきまして は、やはりその拠点となる港湾が必要であるというふうに聞いております。地元経済への 波及効果の長期的な継続、また日本海沖南側以外においても、北側も含めて大規模な洋上 風力発電施設の建設が見込まれるという可能性がありますので、県、国におかれましては、 津軽港を何とか基地港湾ということで整備、活用していただくことを、地元の町長として 期待しているところであります。

この基地港湾のほかにもう一つ、近年の異常気象による自然災害の安全対策についても、 また、この場で議論をこれからしていただきたいと思っております。どうしても洋上風力 発電事業につきましては、地域振興等のメリットの部分の議論が先行しているというふう に我々は受け止めております。一方でデメリットについても、やはりしっかりと議論を行 う必要があるというふうに考えております。

近年、御承知のように異常気象が様々発生しておりますけれども、事業実施想定区域内においても、想定外の局所集中的な降雨、あるいは暴風雨、また地震による津波等の影響によって、洋上風力発電設備の倒壊等、極めて危険な事態が起こらないとも限らないと、我々は懸念しているところであります。このため自然災害に対する安全対策についても、最新の知見に基づいた適正な方法によって、万全の対策を講じていく必要があるというふうに思っております。

いずれにしましても、洋上風力発電事業の実施に当たっては、最も重要である地元漁業者の皆さんとの共存共栄が十分図られるよう、丁寧な説明、協議の場となるよう、強くお願いいたします。

以上でございます。

○荒川座長

ありがとうございました。また差し支えなければ、今の質問に関して、どうぞ御回答を お願いいたします。

○松良海洋・環境課長

それでは国土交通省港湾局のほうからお答え申し上げます。今の平田町長の御質問は2 点あったと理解しております。

1点目、まず津軽港に基地港湾としての機能を持たせていくべきではないかというお話でございますが、私ども、国土交通省港湾局のほうでは、洋上風力発電の設備等を建設するために必要な大規模な港湾を、港湾法上で基地港湾として、今全国で4港ほど指定して

おりまして、北日本の日本海側で申しますと、能代港と秋田港が指定されているという状況でございます。

これから多くの洋上風力発電サイトが出てくると思います。いわゆる基地港湾と言われているような整備に大きく寄与するような大規模な地耐力等を持った港湾と、それから建設以降の様々なメンテナンスに使われるような、いわゆる維持管理のためのO&M港、こういった機能というのが2つございますけれども、建設のほうに使われる港につきましては、大規模でかつ複数の事業者さんに御利用いただくような港湾という形になりますので、周辺のプロジェクトの状況をしっかりと見据えた上で、どこを基地港湾として国土交通省、私どもとして指定させていただくかという議論になるかと思っております。

今回の場合は、まだ全体のその他の事業のサイトも含めたポテンシャルの見極めというのは、これからまだまだ必要になると思っておりますけれども、今回の促進区域案の図を見ていただきますと、まさに津軽港は促進区域案の中にほぼ入っている、中心部にあるような形でございますので、少なくとも維持管理のために必要な港湾としての役割というのは、当然ながら果たしていただくことになるのかなと思っております。それ以外のいわゆる建設作業に直接関わるような基地につきましては、今後他の需要も含めながら、しっかりと検討させていただければというふうに思っております。

それから、後半の部分につきましても私のほうからお答えさせていただきますけれども、 御指摘のとおり、我が国の自然条件、津波、地震、落雷等、様々な厳しい条件の中で洋上 風力発電事業をやっていくということは、非常に重要な御指摘だと思います。当然全国一 律で、風の荷重であったり、波の荷重であったり、地震の荷重であったりというものを決 めていくのではなくて、それぞれの特性サイトに応じた設計をやはりやっていかないとい けないと思っております。

台風等につきましても、再現期間50年の最大瞬間風速を使うようになっておりますし、 そういったものにつきましては、現地のデータをしっかり取った上で、安全な構造物を造っていく。例えば海面から下の部分の支持構造物のところにつきましては、私どもは港湾法上の技術基準に合致したものを造っていくという形になりますけれども、その場合には、 先ほど申しましたように各々のサイトの自然特性、海象特性、これを踏まえた形での技術的な審査をしっかりとやっていきまして、安全性をを確保したうえで整備していくという形で取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○荒川座長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

では続きまして、深浦町の町長でいらっしゃいます吉田さんからよろしくお願いいたします。

○吉田町長

深浦町長の吉田満でございます。沖合はまだ促進地域の指定はございませんけれども、 いわゆる隣の町村長としての発言を許していただきたいと思います。

前段はつがる市長さん、また鰺ヶ沢町長さんがおっしゃったように、洋上風力発電は時代の流れの中で、私は待ったなしで進めるべきという考えでございます。ただし、今日の協議会でも御覧になれば分かるように、協議会のメンバーの大半は漁業組合長の面々でございます。いわゆる隣町、秋田県と違うのは、漁業が一次産業の中でも特異な中で、特に青森県の中でも漁業の衰退が著しい地域でもあります。そういうところに洋上風力という話は、果たして漁業者にとってメリットがあるのかどうかというのは、漁業者の立場ではなかなか分からない。

ただし今まで前例があるように、漁業支援がどういう形で出てくるのかということについては、大体3回の協議会の中で出てくるようでございますけれども、いろいろ経済波及効果云々ございますが、漁業振興をどう考えるのか。それについては財源の問題がございますので、その辺は事業者がやるんだと思いますけれども、そういうことを前面に具体的に出しながら話を進めていっていただきたいなと思います。

もう一点は、基地港の話でございますけれども、これも青森県はいろいろと三方が囲まれておりますので、隣町みたいには簡単にいかないんです。スタンスがなかなか難しい中で、選択肢がいろいろ出てくるという不都合もございますので、その辺の英断が、やはり県のトップとしてもなかなか歯がゆいものがあります。

そういう様々なことを考えながら、この洋上風力に対してはどこもみんな期待している わけでございますので、短い期間の中で大胆な提案をしながら進めていっていただきたい と思います。

以上でございます。

○荒川座長

ありがとうございました。特に質問の形は取っていないかと思いますが、コメント等ど うぞよろしくお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

今後の進めていくべき方向性ということで御提案いただいたと理解していますが、1件だけ、ほかの地域は確かに昨年2回とか3回で終わっていますが、3回で終えなきゃいけないなんていうことは全くないので、必要に応じてしっかりこれは御議論いただいて、まさに協議が調ったときが終了というところでございます。そこだけは誤解がないように。時間切れで何かを決めるなんていうつもりは我々全くございませんので。

一方で、いたずらに何回もやってもしようがないと思いますので、そういう意味では御 提案いただいたような点も含めて、しっかりと議論が前に進むような形で、事務局として も工夫しながらやっていきたいと思いますが、基本、意見が調うまでというふうに考えて ございます。その点だけ御理解いただければと思って発言させていただきました。

以上でございます。

○荒川座長

ありがとうございました。

それでは続いて、漁業組合の皆様方に意見を伺うという形で順番に進めさせていただき たいと思いますが、時間も限られているということはございますけれども、どうぞよろし く御配慮いただいて。御質問、御意見の表明をお願いしたいと思います。

初めに、青森県漁業協同組合連合会の代表理事会長でいらっしゃいます松下さん、よろしくお願いいたします。

○松下代表理事会長

私からは、意見というよりお願いでございます。第1回目の協議会ということで、私からは、当漁連会員の当該漁協の方々や、その海域を利用する方々にデメリットのないことと、推進するに当たっては前のめりになることなく、協議を慎重に重ねていただきたいということを、お願いとして述べさせていただきます。よろしくお願いします。

○荒川座長

ありがとうございました。

それでは少し先に進めさせていただいて、後でまとめて御回答を要するものを言ってい ただくということにします。

続きまして、車力漁業協同組合の代表理事組合長の尾野様にお願いいたします。

○尾野代表理事組合長

車力漁協の尾野です。まず、つがる市長をはじめ、町長方が言われたので、あとは言う ことがないんですが、地域貢献、漁業振興、漁業補償を大事にしている業者にやってほし いと思っています。

○荒川座長

ありがとうございます。

続きまして、鰺ヶ沢町漁業協同組合代表理事組合長の冨田様、お願いします。

○冨田代表理事組合長

鰺ヶ沢町漁協の冨田でございます。今、福島つがる市長、また鰺ヶ沢町の平田町長、それから、特に深浦町の吉田町長の漁業に対する熱い思いは、非常に心強い言葉だと思っております。そこの中で、我々は今日は漁業者ということでの発言なんですけれども、一番我々の中で気にしてというか、気になるのは、やはり何度も出てくる漁業支援。地域貢献と連動して進んでいくんでしょうけれども、公募占用計画の評価の全体像の中でちょっと気になるのが、やはりこの点数配分のところでございます。

価格が120点、事業実現性に関する要素120点。そこの中で、地域経済への波及効果の中では、割り算していくと大体20点ぐらい。それと地域との共生、これについても大体20点ぐらい。逆にここの部分について、我々漁業者が非常に高得点を期待しているところでございます。

今、車力漁協の組合長のおっしゃったように、ざくっとですけれども、トップランナーになった事業者が価格で高得点を取って、こっちのほうの事業実現性に関する要素が、ミドルランナーぐらいで終わっているというところでも出てくるのは、非常に私はいびつな点数配分になると思っております。ここについては、ぜひもう一度、価格の低減に対する

事業者へ対する配慮というのも必要かもしれませんけれども、供給価格の額のこの120 点よりも、やはり事業実現性に関するこの要素について重きを置いてもらいたいと思って おります。

以上でございます。

○荒川座長

ありがとうございました。

ここで質問の形になっていますもので、今のお三方の御意見、御質問に対して、ちょっとまとめて御回答いただけますでしょうか。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。今まさにお話がございましたとおり、漁業者の方も含めて、地元の方々と、皆様方の言葉で言うと、まさにその方々にとってのメリットでございまして、まさにそれと共存共栄そのものだと思いますが、どういうふうにしていくのかというのは、これも本当に繰り返しになりますが、大前提だと思っております。

松下様からもお話がございましたとおり、先ほど申し上げましたが、前のめりにならず にしっかりと協議を重ねていくということが大事だと思っておりますので、そういった形 でさせていただきたいと思います。

それから、今、冨田組合長からお話がございました、先ほど市長からもお話がございました、この配点の部分、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、全国で事業を進めていくに当たって、いろんな要素を加味して考えていくという中で、有識者の議論なんかも含めてこういう形になってございますが、今お話がございましたので、次回以降の議論に当たって、改めてもう一度、どういう形でこの話を考えていくのかということは、一旦そういう意味で引き取らせていただきたいと思います。

ただ、これまでもこの部分で、もっと価格のほうを大きくしろという声もあれば、もっと事業実施のところを大きくしろとか、いろんな声が正直ございます。そこの中で、これまでの気持ちとしては、まさに協議会の取りまとめの中で、この要素をしっかりと踏まえていなければ、そもそも協議会の取りまとめに即していないから認められないというところで、しっかりとここの協議の内容をつくっていただく。むしろこれをしっかり踏まえれば問題ないというような取りまとめをつくっていただくという形での御議論の進め方もあ

るかなと思ってございますが、いずれにせよ、今これはもう決まったものだと言わずに、 改めて一旦引き取らせていただければと思っております。

以上でございます。

○荒川座長

ありがとうございます。それではまた少し複数名の方に御意見を表明いただいた後で、 また御回答いただくことにしたいと思います。

続きまして、鰺ヶ沢町漁業協同組合副組合長の石岡様、お願いいたします。

○石岡副組合長

皆さん、こんにちは。鰺ヶ沢町漁協副組合長の石岡です。今月、12月1日をもちまして、(注:赤石水産漁業協同組合は)お隣にいます鰺ヶ沢町の冨田組合長率いる組合と合併いたしました。我々の組合も弱小企業ですので、もう高齢化で漁業をやめる人、亡くなる人がいっぱいいます。新規参入がない。自ずと組合は衰退する。ぜひとも今後においては、ちょっと嫌らしい話ですけれども、外部収入が非常に要点、重点になります。ですから何としても今後組合を持ち直していくためにも、そういう、ぜひ組合を大事にする業者をお願いしたいと思います。

○荒川座長

ありがとうございました。

では続きまして、新深浦町漁業協同組合代表理事組合長の小枝様、よろしくお願いします。

○小枝代表理事組合長

新深浦町の小枝です。私が言いたいことは、町長さん方はじめ、組合長さん方が言ってくれましたけれども、1つは、この我々の生活の場を提供する以上、我々がほとんどのリスクを背負った格好でこの事業を進めている。そこを十分御理解していただいて、この業者選定に当たっても、漁業者にとって最善の事業者を選びたいということで、やっぱり我々漁業者も、我々に大いに恩恵を与えてくれる事業者を選びたいと思いますので、鰺ヶ沢町の冨田組合長が言うように、我々も業者選定に当たっては一つ首を突っ込みたい、そうい

うふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

石岡組合長も言うとおり、今、大変漁業も厳しい状況であります。ぜひとも漁業をはじめ地域の活性化、そういった面でも協力願えるような事業者を選定していただきますように、一つ我々にも点数を下さいということです。よろしくお願いします。

○荒川座長

ありがとうございます。

ちょっと先に進めさせていただきます。風合瀬漁業協同組合代表理事組合長さんの鈴木 様、お願いいたします。

○鈴木代表理事組合長

風合瀬の鈴木でございます。新深浦さんとは隣接する組合でありますので、そのとおりでございます。これまでの説明では、漁業には全然影響がないということでありますけれども、当組合といたしましては、何としましても、主力業種であるマグロ、ヤリイカ等に本当に影響がないか、大変不安ではあります。しかしながら地元の意見を尊重し、経済的なメリットが生まれるならば、協力、支援をしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○荒川座長

ありがとうございます。

以上、お三方が済んだので、もし今のお三方に対する回答がありましたらよろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

今お話がございました漁業への影響のところについては、これはまた先生方からも少し アドバイスいただければと思いますし、これも次回以降で可能な限り提供したいと思うと 同時に、多分明確なことが分からない部分も正直あるんじゃないかと思いますので、この 最初の段階で、まさにどういうところまで分かっているかを踏まえて考えていただくとと もに、事業をしながら、その影響を見ながらしっかりと調査していくこと、多分両方必要 なのかなと思いますので、ここは専門家の方々、それからまさに営まれている皆様方の御 知見も借りながら、この漁業への影響がどういうふうに出てくるのかは、御相談させてい ただきながら進めたいと思っております。

以上でございます。

○荒川座長

私はお話を伺っていて、本当に地域の方々が先手でしっかりと主導権を握らせてほしい という強い御表明もありましたので、その個人的なお気持ちはよく分かるところです。

○清水新エネルギー課長

そうですね。その点についてちょっと補足させていただければと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、評価に当たって都道府県に御相談させていただくという仕組みになってございまして、その上で、各地域の中で、その県としての意見というものをどういう形で表現していただくのかというのは、また各地ごとにやり方はあると思いますので、その仕組みの中で漁業者の声、それから市町村の声とかということもうまく踏まえながら御意見をいただければ、それはしっかりと尊重していきたいと思ってございます。

○荒川座長

ありがとうございます。先に進めさせていただきます。

次は、西北水産振興会会長の山本様、お願いします。

○山本会長

深浦漁協の山本です。私の夢ですけれども、共存共栄して、この小さな西北地方から、 原発も駄目です。やっぱり共存共栄で、小さな西北地方から電気をつくって、地方へ電気 をやったらいいなと私は思っております。ただしこれは簡単にはいきません。金額云々と いうより、共存共栄できて、そしてこの小さな西北から日本へ電気を送ってもらって使っ ていければ幸いだと思っております。これは私の夢でございます。

○荒川座長

ありがとうございます。

続きまして、青森県日本海機船底曳網漁業者会の会長でいらっしゃいます嶋元さん、お 願いいたします。

○嶋元会長

嶋元です。今日1回目ということで、どんなものなのかという形で、私はどう言うかということは用意してはおりません。今皆様、首長様、漁業団体、漁協の組合長様がおっしゃったとおり、私たちは一応、青森県、日本海全体を仕事場、生活という場にしておりますので、その辺の漁業というもの全体をうまく回るような形のもので、あとは地域性を重要視してくれるという意見もございましたので、日本でないような、一番いい事例ができるような、そういう方向性で持っていければいいかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○荒川座長

ありがとうございます。

ここまでが漁業組合の皆様方ということだと思いますが、そこから離れますが、もうお 一方、日本内航海運組合総連合会企画部の副部長でいらっしゃいます畑本様、お願いいた します。

○畑本副部長

ありがとうございます。日本内航海運組合総連合の畑本と申します。弊会といたしましては、1つお願いをさせていただきたいと思います。資料5に示されています有望な区域につきましては、図集⑤に示されているように、内航船等の船舶が航行しております。このため、洋上風力発電設備の設置場所を決定する際には、船舶が安全に、大回りすることなく航行できるよう、十分な配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○荒川座長

ありがとうございます。

以上お三方ということなので、今までのお三方に関しまして、コメント等もしございましたらよろしくお願いします。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。まず最後のこの航路等の関係につきましては、まさに今のルートを踏まえつつ、またここに載っている航跡じゃない部分も多分あるかと思いますので、よく実態のところも踏まえながら調整させていただければと思います。よろしくお願いします。

それから先ほどお話しいただいた点につきましては、まさにそういう意味での日本に発信できるようなものをしっかりとつくっていきたいという思いは、我々としても同じでございますし、山本様から御指摘があったように、これは簡単な話じゃないというのは我々も同じ思いでございますので、だからこそ、まさに地域のいろんなお声を聞かせていただきながら、教えていただきながら、いい形のものをつくっていきたいと思ってございますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○荒川座長

ありがとうございます。一応ここまでは、いろいろと海面利用者という形でお話を伺ったところでございますが、この後、議事運営では、皆さん、挙手があればという話になっておりますが、今3人ずつ進んできていますので、差し支えなければ順番に3人ずつ、名簿順で御意見をお聞きするということで進めたいと思います。そういう形で進めさせていただきます。

私は最後にまとめで意見を表明するということにいたしまして、続きまして、弘前大学 地域戦略研究所の所長、副座長をしていただきます本田先生にお願いします。

○本田所長

本田でございます。今、漁業者の方々の熱い気持ち、しかと受け止めさせていただきました。特に津軽の西側の地域が、先ほど清水課長さんから御説明がありましたように、風としては非常に恵まれた地域でございます。これは地域の資源でありますので、ここのメリットをやはり地域がいただくということを目標に、国、そして県、市町村、あとは漁協の皆様方が連絡を密にして、知恵を絞りながら、新しい仕組みをつくっていく必要があろうというふうに思いますので、ぜひ忌憚なき御意見を出していただいて、我々も一生懸命サポートさせていただきますので、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

あとは冒頭、これも清水課長さんから、コストを下げないといけないというお話がございまして、このコストを下げるというのは、ヨーロッパの状況を見ていますと、風力のファームをつくる以外に、周辺のインフラを適切に設置していかないとなかなかコストが下がらないというのは現実だと思いますので、このファームの計画と併せて、タイミングよく、インフラについても御検討を進めていただければと考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○荒川座長

ありがとうございます。

続きまして、弘前大学地域戦略研究所の教授でいらっしゃいます桐原先生、お願いいた します。

○桐原教授

桐原です。少し細かいところで恐縮ですけれども、先行して協議会意見をまとめられた 4 地域で、促進地域案は陸域に面していたり、陸地に接していると思いますが、資料 5 で 示されました有望な区域のところは海の中に島状になっていまして、陸域にケーブルを引き込むことになると思うんですけれども、その部分の促進区域といいますか、その扱いが どうなるかいうこと。

それともう一つ、促進区域内の占用のところ、松良課長さんから御説明いただきました 資料4の15ページです。促進区域内海域については、魚礁等占用許可の対象になり得る と御説明いただきましたけれども、実際占用許可をするところは風車とケーブルとなると 思います。

それ以外の部分で、促進区域内は相当広い面積になる可能性もあると思いますけれども、 そこに、例えば選定事業者さんが漁業協調との関係で、県などが魚礁を置くという場合、 許可、あるいは協議の対象になるのかということ、そこのところと、もし占用許可の対象 になるとなりますと、指定区域の効力の期間といいますか、占用許可が終わると指定区域 の効力もそれで終了するのか、占用期間の効力がどのぐらいの期間続くのか、お考えがあ れば伺いたいと思います。細かいところですみません。

○荒川座長

もう一方進めさせていただきます。一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事の工藤 様、よろしくお願いいたします。これはリモートになっていらっしゃいましょうか。

○工藤理事

荒川先生、どうもすみません、本日はリモートで申し訳ございません。よろしくお願いいたします。一般財団法人日本エネルギー経済研究所、工藤と申します。どうぞよろしくお願いします。聞こえていますか。

○荒川座長

はい。聞こえております。

○工藤理事

ありがとうございます。すみません。私自身はこの研究所で、電力とか新エネルギー政策、そして結構長く地球温暖化対策に関わってきてございます。その上で、さらにこの協議会の前に実は今年の初めぐらいですか、千葉県の銚子市沖の協議会というものも実施されまして、そこの構成員としても議論に参加いたしておりました。そういった意味で、協議会のいろいろな議論の雰囲気とか流れとか、もしくは役割というようなものも、ある程度認識しているつもりでございますので、そういった経験も踏まえまして、この議論に参加できればなというふうに思っております。

コメントなんですけれども、先ほど清水課長からも最近の状況、環境についての御説明がありましたとおり、皆さん御案内のとおり、総理が所信表明で宣言というものをされまして、特にこの洋上風力発電の政策的な重要性というのが非常に高まってきているというのが、本当に直近の状況ではないかと思っています。気候変動問題もそうなんですけれども、日本の場合やはり、エネルギーの自給率の向上というものが非常に重要な政策課題なものですから、今後特にこの先の話としての洋上風力の貢献というのは非常に大きいものと位置づけられ、そして期待もされているということだと思っています。

その開発には、御説明にもあったとおり、そして皆さんの御意見をいろいろ伺っても認識できるように、地元との協働、一緒になって考えていくということが当然不可欠でございます。地元貢献も含めまして、地元の方々の理解を得るということが最も重要な点だと私も思っておりますし、ここまでの御意見を伺っていても、銚子沖でも同じような御意見

がたくさん出されましたが、やはり様々なお立場の方々の意見が出される。

そしてこうした意見が最終的には協議会意見として取りまとめられて、入札に参加する 事業者の方々も、それを尊重することとして提起されるということになりますので、特に 大事な運営方針でありますところの透明性であるとか、公正性、公平性といったようなこ とにある意味留意して、この協議会の提起される文書というものがつくられていくという、 このプロセスは非常に大事だと思っています。そういう意味では、これまで様々な御意見 が出ているということは、非常にいい流れではないかというふうに思っております。

ただ一方、洋上風力発電を含めた再生可能エネルギーというのは、将来的にはやはり自立した電源になることが政策的に求められております。これはとにもかくにも、やはりコストがまだ高いということなんです。その高いコストの分は、今、国民負担でいろいろな意味で賄っているというのが現状です。

ですので、当然地元とのいろいろな意味での貢献というような事業としての役割もそうなんですけれども、やはり国民負担というものはできる限り抑制することも一つ大きな宿題としてあるということ、そしてそういったことも含めて、この20年、30年という事業が持続的に運営できる、そういったような形は一体どういうものなのかということも、併せて考えていくことが大事ではないかと思います。

そういう意味で、この地元貢献と国民負担の軽減のバランスを取るって、実は結構大変な宿題ではあるんですけれども、難しいこの課題を、この地域の特性とか状況に十分配慮して、そしてさらには今後の洋上風力発電の導入促進につながる、この協議会の結果がベストプラクティスになるような、そういった議論になることを私も期待しておりますし、微力ながら貢献できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○荒川座長

工藤さん、ありがとうございました。一応お三方過ぎましたが、簡単なコメントをもしいただきましたらと思います。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。まず、本田先生と今の工藤様からお話のありました、そのコストの話というところについては、まさに御指摘のとおり、これをどういうふうに産業にし

ていくのかということは非常に重要だなと思っております。その意味で、今日の説明の中でも少し言及いたしましたが、この洋上風力の産業ビジョンというのを、ちょうど先週、12月15日につくりまして、なかなかこの先を見通せないとコストも下がっていかないんじゃないかということで、国としても目標を掲げながら、投資も呼び込んで下げていくというようなことを進めているところでございます。

一方で繰り返しになりますが、1件1件について言えば、御理解なしには進まないものだというのは当然だと思ってございます。大きな目標と同時に、1件1件については引き続き丁寧にしっかりやっていきたいと思いますし、今お話がございましたとおり、このFITの仕組みというのは電力料金に上乗せして、そこで日本全国でお金をいただいて成り立っている仕組みでございます。

既に、今1キロワットアワー当たり 2.98円ということで、1年間で言うともう約1万円に近い御負担をいただきながら、この再エネの導入というのを進めているところでございまして、やはりこのコストを下げていくというのも非常に大きな課題になっているところでございますので、繰り返しになりますが、そこの部分と共存共栄を両立する。今、工藤様から、これは非常に難しい課題だということでお話がございましたが、まさにそのチャレンジングな課題を一緒に考えていければと思ってございますので、よろしくお願いいたします。

それから御質問のありました、この区域の部分でございます。桐原先生からございました資料で、確かに今回のエリアについては、陸地から離れたところが、今点々で囲まれている状況でございます。

これは実は千葉の銚子のほうも同じ状況でございまして、そのときに少し整理をさせていただいているんですが、ケーブルをどこに設置するか、これは事業者様によって変わってくる部分がございますので、事業者が選ばれた後に、その事業者さんの計画に沿って促進区域を変更するというか、追加するという形でやろうかなと考えておりますので、いわゆる風車が立って事業をするという部分についてはこのエリア、ケーブル等必要な附帯設備があれば、その部分について追加でやるというような形で考えております。

○松良海洋・環境課長

桐原先生から御質問のありました占用の関係の漁業用工作物、あるいは魚礁等の設置の 扱いでございますけれども、基本的にどなたが置かれるかによって様々条件は変わってま いりますので、県も含め、漁組さんも含め、協議を個別にさせていただくという形が大原 則になっております。

ちなみに例えば魚礁でありますと、いろんなパターンがあるようでございますが、10年ぐらいを占用期間として見るといったような形の整理もしておるようでございますが、いずれにしましても、個別に御相談、協議をさせていただくような形になると思っております。

○荒川座長

ありがとうございました。時間が迫っていまして申し訳ありません。16時まではお許 しいただきたいと思っておりますが、16時には必ず終わりたいと思っております。

では、残りの委員、オブザーバーも含めてお三方ありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次は、一般社団法人海洋産業研究会顧問の中原様、お願いします。

○中原顧問

ありがとうございます。略称、海産研というところにおります中原でございます。私どもは今年で創立50周年なんですけれども、名前のとおり海洋産業団体でございますけど、日本の周りの海で海洋の開発、利用等をする場合には漁業協調であるべしというのを、創立以来モットーにしている団体でございます。したがって、最近、5年ほど前から、洋上風力発電と漁業協調に関する提言をずっと発信してまいりました。そういうことで、ここに座っている理由も、そういう団体であるからということだと理解をしてございます。

そして、あちこちで、全国各地で同じような話をさせていただいておりますけれども、 今日も皆様方からも漁業との共存共栄あるべしという声が直接聞かれたと、私も理解をし ているところでございますが、漁業協調のやり方も、何種類かのカテゴリーに分けられる と考えております。3つぐらいでしょうか。

1つは、風車群が立つことによって集魚効果が発揮されて、地元の漁業資源が増える、 あるいはその結果として、漁場が形成される、あるいは漁獲高が増える。これが一番望ま しい漁業協調の方策だと思いますが、必ずそうなるとは限らない、やってみないと分から ないという部分があります。とにかく生産増、資源増、漁獲高増に寄与する方策というの が第1のカテゴリーだと思います。 2番目のカテゴリーは、漁家収入に寄与する。副次的な漁業協調方策。先ほどどなたかから、漁家収入、ライブ収入を増やせるようなことも考えたいという御発言がありました。 これが第2のカテゴリーの漁家収入の増に寄与する、そういう漁業協調の方策ということだと思います。

3番目のカテゴリーは、漁業活動、漁村、漁港も含めた基盤の強化、これに寄与するような漁業協調の方策。

こういった3つぐらいのカテゴリーに分けられて、全部できるか、あるいはどの部分を どうするかはその地域ごとによって変わってくるということで、地元の漁業者、漁村の方々、 漁港関係者の方々の御意向を伺った上で、地元の漁業の実態も反映させて、地元の漁業者 の御希望も反映させて、いろいろなメニューを考えていくということだろうと考えており ます。

原則として、発電事業者も漁業者もメリットを共用できる、ウィン・ウィンの関係になるような形で、より良い風力発電のプロジェクトが実施できることが望ましい。この地域ではそれをどのように追求しているかというのを協議するのがこの場であろうと、こういうふうに考えております。

2点目にコメントしたいことは、資料4で、他促進地域における協議会の意見の取りまとめというのが20ページ目以降から出ております。全体の理念とか、漁業との関係であるとか、風車を立てるときの配慮事項、20年、30年にわたって事業を実施するときの配慮事項、環境への配慮事項、こういう格好で意見の取りまとめがなされております。

今日も清水課長のほうからお話がありましたが、今日は初回でございますけれども、この協議会で皆さんが意見をできるだけ出し合って、2回で済んでいるところもありますけれども、3回ぐらい、必要があれば、時間切れでちょんとすることなく意見を出し合って、少なくとも協議会としての意見を集約するところまで持っていく必要があるということなんだろうと思います。

そういう意味では、この資料4の一番最後のページ、24ページ目の左の列のところで、 薄いブルーで協議会の開催、促進区域の指定から、下のほうに矢印がずっと続いておりますが、一番最初の協議会の開催、この地域においては今日が第1回です。その次にすぐ矢 印で、促進区域の指定とありますが、その間の協議会の意見取りまとめというのが非常に 重要な意味を持ってきて、その意見の取りまとめの中で、この地域ではこういうことを考 えるべきだということを集約してというのが各地域でなされていますので。この地域でも。 この24ページ目のフローの1番目と2番目の間に、我々が1つのテーブルに着いて意見取りまとめをこれからしていく、それに基づいて、よりよい方向で洋上風力発電のプロジェクトを地域振興型、漁業協調型で実施していく。こういうことで実施していくのがいいかなというふうに思います。

以上、2点コメントでございます。

○荒川座長

ありがとうございました。コメントということで、ちょっと後で回答をいただくこととしまして、オブザーバーの方を予定しておったのですが、御協力いただいて、時間の関係もございますので、オブザーバーの方の御意見表明はここでは省かせていただき、もし必要ならば後で手を挙げていただければと思います。

あと委員として残っているのは私でございますが、多くの方々、皆さんが、私の言いたいことを言っていただいたと感じております。私としては、地域の発展のためのプロジェクトなんだという思いが非常に強く、ぜひこの津軽の地域が発展するために、洋上風力発電を上手に使っていただきたいという思いでおります。

そのために様々な方から共存共栄という話がありましたけれども、後で、おやっ、今まであまり議論していなかったなと思うのは、基地港の話がどなたかからか出たと思っております。やはり広い意味では基地港というのは非常に重要な存在で、地域を活性化するためには大きな要因になると思っております。そういう意味ではこのプロジェクトが進むときに、基地港ということも並行して、ぜひ議論していただきたい。ここの場所じゃないかもしれませんけれども、ぜひ上手に基地港で、地域の方々の意見が反映できるように進めていただければありがたいと思っております。

それで、先ほどの繰り返しになりますけれども、セレクションに私たち地域の方々の意見も反映してほしいと強い御希望があって、お気持ちは物凄くよく私なんかも分かります。 そういう意味で、地域の方々の意見に常に正面から対応するような形で、この協議会を進めてまいればいいかなと思っております。これが私の意見の表明ということになります。

それで、ちょっと最後まで行っていただいてから、またまとめの御回答をいただければ と思うんですが、今ここまで来ておりまして、私が話を振る機会を失っておりまして、青 森県と水産庁のほうから御意見というか、コメントとかをいただければと思っております。 最初に青森県、そして水産庁に、今までのことに対するコメント等をお願いできればと思 っております。

○若木局長

青森県の局長、若木でございます。本日の協議会は、まずは本県における洋上風力発電の実現に向けた第一歩の協議会だというふうに思っております。本協議会では、総括的な話になりますけれども、これから促進区域の指定に向けまして、様々皆様から議論が交わされる、行われるということになりますけれども、やはり私ども県としましては、地元にとりまして、地域振興、漁業との共生、こういったことのための合意のプロセスというのが大変重要だと認識しております。

そういうことで、今後進められる協議会におきましてはいろんな意見が出されると思いますが、そういう関係者の皆様方と丁寧な協議を行って、なおかつその御意見が協議会の取りまとめ案に反映されていくように、努めてまいりたいと考えていますので、今後とも御協力をよろしくお願いしたいと思います。

○荒川座長

ありがとうございます。

次に水産庁に御発言をお願いしたいんですが、環境省も発言をという話がありますので、 その後には環境省に移りますが、水産庁、どうぞよろしくお願いいたします。

○小林計画官

水産庁の小林でございます。皆様ほぼ発言されたことが、やっぱり重要なことだと感じております。何より漁業と洋上風力が協調・共生していくということは、本当に大切なことだろうと考えておるところです。今後事業者の選定に当たって、地元としっかり連携していただける方、こちらをお願いしたいというような発言が漁業者サイドからもございました。そういった者が選定されるように、地元はどのような御要望があるのか、何を考えていらっしゃるのかといったことをしっかりと発言していただき、そういったものを取りまとめのほうに生かしていただければと考えております。

以上でございます。

○荒川座長

ありがとうございます。

続きまして、環境省のほうから御希望がありますので、環境省からのコメント等お願い したいと思います。

○豊村室長補佐

環境省、豊村でございます。一部、騒音など環境に対する御指摘もあったかというふうに思います。私はオブザーバーという立場ではございますが、今後の情報提供等につきまして、事務局と相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○荒川座長

ありがとうございました。

もうせっかくですから防衛省もオブサーバーとして参加していて、何か最後に締めのお 言葉がありましたら、すみませんがよろしくお願いいたします。

○水廣運用支援室長

再び防衛省でございます。もう私として申し上げるのは、先ほどつがる市長様に御回答申し上げたことがメインの話ではございますけれども、防衛省としましても、風力発電に協力していくという姿勢は当然持っておりますので、座長に御指摘いただきました技術開発面を含めまして、今後も引き続き協力してやらせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○荒川座長

ありがとうございました。ちょっと後半が時間足らず、時間が押してしまいまして恐縮です。まだ中原さんに対する御回答がないかもしれませんけれども、締めのところで経産省のほうから御挨拶を兼ねてというか、回答いただきたいと思っております。

これで一応皆さん、御協力いただいた御意見を伺ったということでよろしいでしょうか。 1回目はこのような形で、皆さんが御発言して意見を伺うということを大きな目的として おりました。万が一どうしても発言が足りないという御希望があればお受けいたしますが、 よろしいでしょうか。 じゃ、恐縮ですが、もう1件だけにさせてください。

○冨田代表理事組合長

先ほどから、国民負担軽減のためのコスト軽減ということで進めているということなんですけれども、一方、洋上風力の作業、競争力の強化に向けた様々なサプライチェーンの形成というのも同時並行で進んでいると思うんですが、この事業そのもののマーケットの環境の整わない今の状況下で、そういう極端な、先ほど申しましたけれども、価格重視の評価基準というのは、逆にこのサプライチェーンに向かっているサプライヤーの方々の産業育成に、逆に影を落とすんじゃないかということを、私は今これを聞いて非常に危惧しております。

このことも一つの課題として、ただ洋上風力をやるかやらないか、漁業支援、地域振興だけじゃなくて、それに伴うこういう洋上風力の産業ビジョンも踏まえて、ぜひ国主導で、促進区域の海域指定の環境が、皆さんにウィン・ウィンになるような環境を整えてもらいたいというのが、最後のお願いでございます。第2回目からはぜひそういうことを踏まえて、やはりこの俎上にのせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○荒川座長

ありがとうございました。

今の質問を含めて、ちょっと最後にまとめの言葉をいただければと思っております。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。本当に第1回から様々な御意見を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。よく県とも相談しながら、関係省庁共にいい形のものになるように、次の会に向けた準備を進めていきたいと思います。

先ほどはまず中原顧問からお話がありました、まさにこの洋上風力というものが集魚効果も含めた可能性があるといったことも含めて、そういった成果が少しずつ見えてくると、また受け止めも変わってくる部分もあるかと思いますので、まだなかなかそれは簡単な話ではないと思いますが、そういった可能性も含めて、共存の在り方というのは探っていければすごくいいかなと思ってございます。

それから、冨田組合長からもう一度改めてここでお話がございまして、すみません、私の説明の仕方がちょっと不十分だったのかもしれませんが、お気持ちは全くそのとおりだと私どもは思っていまして、そういう意味で、サプライチェーンをつくっていく、いろんなものをつくっていかないとコストも下がっていかないですし、それがないままに無理やり進めていくということも、これはできないことだと思ってございます。

ただ同時に御理解いただきたいのは、やはり先ほど申し上げました29円というのは、 普通に売っていると、今市場では電力って7円とか8円とか、もっと言うと今は5円とか で売っているわけですけど、その差分というのは国民負担になっていまして、これが下が っていく見込みがないんだったらもうこんなのやめてしまうというお声も、もちろんお厳 しい声としてはございます。

そのバランスの中で、悩みに悩みながら前に進んでいかなきゃいけないというところの中で、いろんなことを度外視してコストを下げていくつもりも毛頭ございませんが、ただ同時にそういったものをしていかないと、またこれは持続可能じゃないと思ってございまして、結論としてはもう全く同じ気持ちで、共存共栄、それから事業が発展していく、そして国民の理解を得ていただけるということを、どうバランスを取りながらというのは、共に悩んでいければと思ってございますので、ぜひ一緒に、いろんな御指導もいただきながら進めていければと思ってございます。

本日お話いただいたことも踏まえて、そして座長がもうまさにまとめていただいた、これは地域の発展のためのプロジェクトなんだというお言葉を具現化するような形で、ぜひ協議会でいろんな御意見をいただきながら、この地にふさわしいプロジェクトを共につくらせていただければと思いますので、引き続き、今後よろしくお願いできればと思ってございます。本日は本当にありがとうございました。

○荒川座長

大変活発なディスカッションがありました。本当にいい機会だったろうと思っております。貴重な御質問、御意見を賜り、誠にありがとうございました。事務局においては本日の議論を踏まえまして、次回以降に向けて御準備いただけるものと考えております。

それでは、大分時間が超過して大変恐縮でしたけれども、以上をもちまして本日の協議会を閉じたいと思います。本日は御多忙のところ御熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。